

大垣市木造住宅耐震補助制度のご案内

◆この補助制度の対象は、昭和56年5月31日以前に着工した建築物です。

あなたのお住まいを耐震性のある住宅にしましょう。

☑ 木造住宅無料耐震診断

利用件数が1,500件を超えました！



© 岐阜県

市が「木造住宅耐震相談士」を派遣しますので、安心してご利用いただけます。

☑ 木造住宅耐震改修補助

利用件数が約220件あります！



市が耐震改修工事の費用の一部を補助します。

◆手続き方法は裏面をご覧ください。

◆申請期間：令和8年5月15日（金）～12月28日（月） ※予算に達し次第終了

◆木造住宅の耐震改修について、申請者の当初の費用負担を軽減する代理受領制度をご利用いただけます。

◆木造住宅の耐震改修設計、木造住宅以外の建築物の耐震診断・耐震改修についても補助制度がありますので、ご相談ください。

※お問い合わせ先

大垣市役所都市計画部建築指導課建築指導グループ(市役所5階)

電話(代表)81-4111 (内線)2683・2684 (直通)47-8436

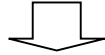
木造住宅耐震補助制度の手続き方法



木造住宅無料耐震診断

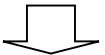
- ① 申請者が「耐震診断申込書」を建築指導課窓口に提出します。

＜5月15日申込開始＞



- ② 市が申込書類を審査後、「耐震診断決定通知書」を郵送します。

＜申込の翌月上旬＞



- ③ 市から木造住宅耐震相談士を派遣いたします。事前に担当の相談士が連絡いたしますので、現地調査の日時等、調整してください。

＜申込の翌月下旬＞



- ④ 決定した日時に、相談士が現地調査を行います。

※ 調査可能な範囲で、床下及び天井裏について調査を行います。

＜申込の翌々月中旬＞



- ⑤ 現地調査後、相談士が耐震診断の結果のご説明と報告書をお渡しに伺います。

＜現地調査日より約1ヶ月後＞

（これで耐震診断は終了です。）

◆耐震診断の補助を受けられた方に対して、市からアンケートや耐震改修補助制度に関するチラシを送付する場合があります。



木造住宅耐震改修補助

- ① 申請者が「耐震改修工事補助金交付申請書」を建築指導課窓口に提出します。



- ② 市が申請書類を審査後、「補助金交付決定通知書」を交付します。



- ③ 申請者が請負業者と契約を締結し、工事に着工できます。



- ④ 工事中に建築指導課職員が現地確認を行います。



- ⑤ 工事完了後、申請者が「耐震改修工事完了実績報告書」を建築指導課窓口に提出します。



- ⑥ 市が報告書類を審査後、「補助金確定通知書」を交付します。



- ⑦ 申請者が「補助金交付請求書」を建築指導課窓口に提出します。



- ⑧ 補助金が支払われます。

（これで耐震改修補助は終了です。）